

4 抵当権設定登記をするもの

	お持ちいただくもの	備考	写し	お返すもの
(1)	住宅用家屋証明申請書、証明書	必要事項を記載してください。		
	申請書			
	証明書	証明書についても、必要事項を記入のうえ、ご用意ください。		○
(2)	委任状	代理人申請の場合は必要です。(登記一切の委任状でも代用可能です。)	可	○
(3)	金銭消費貸借契約書		可	○
(4)	登記事項証明書	申請内容の確認ができるようであれば登記事項要約書でも代用可能です。	可	○
	または登記情報提供サービスの照会番号と発行年月日を記載した書類	照会番号確認後、ほかの申請には使用できません(照会番号等がないものは不可)	可	○

※ 抵当権設定登記と同時に保存又は移転登記のための証明を受ける場合は、各証明ごとにお持ちいただく書類が必要です。

